

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程

(平成二十年十二月五日会規第九十号)

し、法令により戸籍上の氏名の使用が義務付けられる場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(職務上の氏名の廃止の届出)

改正 平成二四年五月二五日

同 二六年一二月五日

(目的)

第一条 この規程は、外国特別会員基本規程（会規第二十
五号）第十条第四項第一号に掲げる外国法事務弁護士の
職務上の氏名に関する事項を定めることを目的とする。

(職務上の氏名の届出及び許可)

第二条 外国法事務弁護士は、規則で定めるところに従い、
本会に届け出たとき、又は本会の許可を得たときは、戸
籍上の氏名（外国籍の者については、外国人住民に係る
住民票又は旅券上の氏名をいう。以下同じ。）以外の氏
名を、職務上の氏名として、外国法事務弁護士の職務を行
うに当たり使用することができる。

(職務上の氏名の使用)

第三条 前条の規定に基づき職務上の氏名を使用する外
法事務弁護士は、外国法事務弁護士の職務を行って當
たり、当該職務上の氏名を使用しなければならない。ただ

第四条 第二条の規定に基づき職務上の氏名を使用する外
國法事務弁護士が、その使用をやめるときは、本会に対
し、その旨の届出をしなければならない。

(規則への委任)

第五条 第二条に規定する届出又は許可の基準その他職務
上の氏名に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範
囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二一年一二月一七日理事会決議で平成二二
年一二月一日から施行)

2 この規程の施行の際、現に会員名簿に通称の掲載を認
められている外国法事務弁護士の当該通称の使用につい
ては、この規程の施行と同時に第二条に規定する届出又
は許可があつたものとみなす。ただし、この規程の施行
の日の前日までに、本会に対し、職務上の氏名を使用し
ない旨の届出があつた場合は、この限りでない。

附 則 (平成二四年五月二五日改正)

第二条の改正規定は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二六年一二月五日会規第一〇一号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する外
別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別
会員関係）の整備に関する規程 第一条、

第二条、第三条、第四条、第五条改正）抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱い
に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六
年法律第二十九号）の施行の日から施行する。ただし、
第十三条の規定による改正後の外国法事務弁護士の職務
上の氏名に関する規程第一条の規定は、平成二十六年十
二月五日から施行し、同年七月一日から適用する。

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一
日から施行）